

甲府市農業委員会 4月定例総会議事録

1. 日 時 平成30年4月27日（金曜日）午後2時00分から3時18分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 12番 花形 満寛 13番 末木 瑞夫
14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

4. 欠席委員（1名）

11番 森 信二

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 斉藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 平成30年5月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

〇〇〇〇〇〇したいとのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地で〇〇〇〇を行う計画です。

つづきまして、議案書2ページの3番をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。白井公園から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。譲受人は新たな耕作地の取得を検討していたところ、隣接地である申請地が売却されることとなったため、譲受人は申請地を取得し〇〇〇〇〇〇〇したいとのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地に〇〇〇〇を行なう計画です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの3件の説明が終わりました。

つぎに、地元委員からの補足説明をお願いします。1番の案件は相川地区ですので保坂委員よりお願いします。

○相川地区委員（保坂委員）

事務局の説明のとおりです。よろしくご協議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

2番の案件は山城地区ですので、米山委員よりお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

山城地区の米山です。事務局から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

3番の案件は中道地区ですので土屋三千雄委員よりお願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

〇〇〇〇〇〇〇〇したら農業をやるということで、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。3件について地元委員から、説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。皆様から、質問や意見はありますか。

どうぞ、萩原委員お願いします。

○山城地区委員（萩原委員）

2番の案件ですが、譲受人はどこを借りているんですか。

○事務局（一ノ瀬主事）

〇〇〇〇〇〇〇〇、あとは〇〇〇〇にあります。

○山城地区委員（萩原委員）

〇〇で何を作っているんですか。

○事務局（一ノ瀬主事）

主に〇〇です。

局説明のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員から、説明が終わりました。これより、質疑に入ります。皆様から、質問や意見はありますか。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をいたします。以上 11 件の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。多数の賛成をいただきました。

1,000 ㎡未満の案件については、許可書の交付をして参ります。1,000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、関連がありますので、報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 10 ページからご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。次のページからは平成 30 年 3 月 19 日から 4 月 19 日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上です。

○議長（西名会長）

報告第 1 号から第 3 号について、事務局からの説明がありましたが、報告事項であります。何かありましたらご発言をお願いします。

○地区委員（保坂委員）

ちょっといいですか。できたら報告事項 1 について、開府 500 年の関係や資料館のことだと思いますが、説明をお願いします。

○議長（西名会長）

事務局から、内容の説明をお願いします。

○事務局（佐野係長）

武田家に関する資料館について教育部からうけました。具体的にはいただいていませんが、開府 500 年のもので、武田家の物が展示されるということです。

○相川地区委員（保坂委員）

着工しているんですか。

○事務局（佐野係長）

工事に入れる受理通知が出ております。

貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。借り手につきましては、平成〇〇年に〇〇〇〇〇〇としての体制を整え、平成〇〇年 4 月に〇〇〇〇〇〇〇として〇〇しました。経営農地は、〇〇〇を拠点に〇〇〇㎡を有し、主に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇しております。以上、全ての案件の借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。

引き続き 31 ページは、農用地利用集積計画の解約の報告です。4 件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上 23 ページ 11 番と 26 ページ 17 番を除く案件について説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局より 11 番、17 番を除く説明が終わりました。地元委員さんから、説明いただくのは 2 件の案件です。それでは、20 番の案件については、中道地区小林委員から補足説明をお願いします。

○中道地区委員（小林委員）

事務局から説明があったとおりです。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、27 番の案件については、中道地区 土屋三千雄委員から補足説明をお願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

27 番の案件については、一生懸命やっております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

説明が必要な案件について地元委員より、説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします。いかがでしょうか。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、意見も無いようなので、採決をいたします。11 番と 17 番を除く案件について賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、決定して参ります。

それでは、關野委員、長田委員のご退席をお願いします。

【 關野委員 長田委員 退席 】

そこに計画があるということですね。

○里垣地区委員（矢崎委員）

測量は、ほとんど済んでいるようです。○○○○○○○○を立てないと、○○を引けないということで、○○では「ちゃんと地元にも説明しないと許可しない」と言ってくれたので、地元のほうに話があると思っています。

○事務局長（青木課長）

事情は分かりました。現時点では農業委員会へ情報が全く来ていません。おそらく、地目が○○のところは○○○○○をやる場合 1,000 m²以上となると、林地開発許可が必要になります。また、1,000 m²以上木を伐採する場合、申請や届出が必要になります。また、林地開発許可は県で、木の伐採は市への届出が必要だと思います。庁舎に戻ったら計画課に聞いてみますが当面、今の 2 つをクリアしないとならないと思っています。今後、県などから情報を収集する中で、委員さんにお伝えしたいと思っています。

○里垣地区委員（矢崎委員）

開発があるところのすぐ隣に私の○○○があり、そのすぐ上で、畑になっているところもあると思います。

○議長（西名会長）

農地が入るとしっかり農業委員会が係わることになっていきますし、災害の心配がある場合、転用許可はおろせません。

○事務局長（青木課長）

基本的には砂防の指定などがあるかも知れず、いろいろ開発には一番厳しいところだと思いますので、簡単には林地開発許可が下りないと感じています。

○議長（西名会長）

地元委員も、適正化推進委員あるいは、自治会の皆さんも注視してください。

○里垣地区委員（矢崎委員）

低い山で、川が氾濫して畑を何度も流したことがあるので。

○議長（西名会長）

事務局長から説明があったとおり、法律が厳しくなり林地開発許可もありますし○○○の許可もありますし、地元の意見をまとめて、事業者と話していただきたいと思います。早速事務局でも情報を収集することにします。他にいかがでしょうか。

○中道地区委員（土屋正人委員）

農地調査の時に事務局長に、農業者で無い方の耕作について説明を聞きましたが、農地法の中で、農業者と認めるのは 30 アール取得または、耕作している人が賃貸借についても許可されるとなっています。農地調査の時に説明を求めたのは、農業者で無いのに定年退職をした方々が市民農園的な 3~4 畝の耕作をしています。違法であるならばこの方々に指導はできないのか聞いた時に、現状復帰など強い指導はできないとのことだったので、クレームが発生した方と話し合った時、農業委員会の総会の中で聞いてきて欲しいということだったので、もう一度、詳しく教えていただきたいと思っています。

○議長（西名会長）

それでは、事務局長お願いします。

○事務局長（青木課長）

指導することができないのではなく、罰則がないのかと聞かれたと思います。罰則についてはありませんが、基本的には耕作してはいけないので、指導することは問題ありません。

○中道地区委員（土屋正人委員）

農業委員として、農業者は30アール耕作している人しか権利が無いので、地主さんと話をして原状回復させることを指導しても差し支えないですね。

○事務局長（青木課長）

基本的には差し支えありません。

○中道地区委員（土屋正人委員）

わかりました。罰則は無いと。

○事務局長（青木課長）

罰則はありません。

○中道地区委員（土屋正人委員）

未然に防ぐには、地主さんには「30アール以上耕作している人にしか貸してはだめですよ」と啓発することしかできないということですね。

○事務局長（青木課長）

基本的には地主さんの責任です。地主さんが資格要件のない人に無許可で貸しているというのが違法ということになります。

○中道地区委員（土屋正人委員）

転々としている農地で荒廃しているところであれば、市民農園として拡大ができるわけですから。罰則は無いけど、農業委員の責務として強い指導してもいいですね。

○事務局長（青木課長）

それはかまいません。できれば地主さんにどうなっているのか確認を取っていったほうがいいと思います。

○中道地区委員（土屋正人委員）

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 その他、意見等無し 》

特に無いようでしたら、4月に予定している案件は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、4月定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時18分 閉会

会 長 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩